

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

財産より借金の方が多かったら

Q：父の死亡後、父に多額の借金があることがわかりました。財産よりも借金の方が多いようです。相続人である私と弟は、父の借金を承継しなければならないのでしょうか。

A：被相続人の財産と債務を無条件に相続（単純承認）したら、相続人であるご相談者と弟さんは、お父さんの借金を承継しなければなりません。

財産と債務のどちらが多いかわからないような場合には、相続人の財産を脅かさない方法として相続財産の範囲内で被相続人の債務を負担するという条件付相続（限定承認）があります。限定承認すると被相続人が相続開始時に相続財産を相続人に譲渡したものとみなされ、被相続人に対して所得税が課税されます。この場合の申告は、相続人が準確定申告書を提出することによって行われます。限定承認に係る所得税は、相続財産の範囲内で納付し、相続税の申告においては債務として控除されます。但し、限定承認は相続人全員で行わなければなりません。1人でも反対する者があれば、他の人も限定承認できません。

そういう場合には、相続放棄という方法があります。相続放棄は、相続人それぞれの自由に行うことができます。

手続きは、限定承認も相続放棄も、相続開始から3か月以内に家庭裁判所にその旨を記載した申述書を提出する方法で行います。その期間内に何もしなかった場合は、単純承認したことになります。

